障害者支援施設 ともいきの里 重要事項説明書

当事業所では、利用者へ指定障害福祉サービス (短期入所事業) を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付または訓練等給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆冒次◆◇

	V • - 9 • • V
1.	事業 (法人) の概要について・・・・・・・・・・・2
2.	世供事業所について・・・・・・・・・・・・・・・・2
3.	サービスに係る設備等の概要について・・・・・・・・2
4.	でゅうぎょうしゃ はいちじょうきょう 従業者の配置状況について・・・・・・・・・・・ 3
5.	当事業所が提供するサービスと利用料金(負担軽減)について・4
6.	^{たいまうほう} 緊急時における対応方法について・・・・・・・・・・5
7.	非常災害時等の対策について・・・・・・・・・・・・6
8.	利用者の記録や情報の管理、開示についてについて・・・・・6
9.	苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・6
10.	^{まいせいかんり} 衛生管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
1 1.	^{ἔャ⟨たいぼうし} 虐待防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
12.	」 身体拘束の禁止について・・・・・・・・・・・・・・・ 7
13.	とうじぎょうしょ りょう きい りゅうい 当事業所ご利用の際に留意いただく事項について・・・・・・ 7
14.	面会に係る留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・8
	別紙短期入所に係るサービス料金表・・・・・・・・・・9
	重要事項説明書に係る同意書・・・・・・・・・・・・13

社会福祉法人 優輝福祉会 社会福祉法人 優輝福祉会 短期入所事業 ともいきの里 当事業所は庄原市の指定を受けています。 (庄原市指定 第3412100095号)

1. 事業 (法人) の概要

名称	社会福祉法人 優輝福祉会
所在地	びろしまけんみょし しきさちょうき さ ばんち 広島県三次市吉舎町吉舎606番地
代表者氏名	理事長 森重 利夫
電話番号	0824-43-3121
法人の設立年月	平成2年12月13日

2. 提供事業所

4. 促产于未归	
事業所の名称	たんきにゅうしょじぎょうしょ 短期入所事業所 ともいきの里
施設の所在地と連絡	びろしまけんしょうばらしそうりょうちょういなくさ 広島県庄原市総領町稲草77
*** 先	TEL. 0824-88-3123 FAX. 0824-88-3120
主たる対象者	障害支援区分が区分1以上の障害(身体・知的・精神)者(児)
施設長 (管理者)	国村 栄治
サービス管理責任者	たなべ D3tb 田邊 弘
事業の目的	一時的に介護を必要とする障害者(児)に対し、在宅を継続する
	ために、短期入所サービスを提供する。
運営方針	地域との結びつきを重視し、他の関係機関や社会資源との連携に
	ろと 努め、サービスの継続性を保ち、関係法令を遵守する。
事業所の開設年月	平成12年4月1日
利用定員	4名
障害者総合支援法に	平成25年1月18日指定
よる事業所指定	しょうばらし だい 庄原市 第3412100095号

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 屠室の概要

居室・設備の種類	上。 室 数	備考
個室(1人部屋)	2 3 室	設備:洗面カウンター
2人部屋	2 室	" 便所
4人部屋	1室	

※短期入所は基本的に個室でお受けします。 (2) 施設設備の概要

	to t
医務室	
浴室	特殊浴槽・一般浴槽
洗面所	洗面カウンター
便所	洋式運航
訓練室	訓練機器

ましてきしつ 多目的室	
そうだんしつ 相談室	テーブル・椅子
食堂	テーブル・椅子
消火その他災害対応	自動火災報知設備スプリンクラー設備

※ 当事業所では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害者サービスのサービス提供に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(3) 屠室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により事業者でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点に ご注意ください。

① 施設・設備を使用中に故意文は不適切な使用により破損した場合には、実費弁償していただく場合があります。

4. 従業者の配置状況

【職員配置】

れいわ なん がっ にちげんざい 令和6年4月1日現在

職種	じょうきんかんさん 常勤換算	rusi eh 常 勤	非常勤	指定基準
施設長(管理者)	1名	1名		1 名
サービス管理責任者	1名	1名		1名
医師			1名	
** たごしょくいん 看護職員	1. 3名		2名	1名以上
機能訓練指導員	0. 5名		1名 (看護師兼務)	1 名以上
生活支援員	22. 4名	16名	7名	ただし がんごし がいじょう 看護師を含め 21名以上
************************************	1名	1名		1名
まょうりいん 調理員	3名	3名		
		6 . E F D E	de a como a caba a caba a caba a caba	

【主な職種の勤務体制】(標準的な時間帯における最低配置人員)

職種	夜間(17:00~9:00)	日中(9:00~17:00)
生活支援員	2名(夜勤)	7~10名
かんごしょくいん 看護職員	0名(待機)	1名

※土日は上記と異なります。(生活支援員の人数が $6\sim7$ 名になります。)

- 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 (負担軽減) 当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。
 - (1)介護給付費等から給付されるサービス(法定サービス)
 - (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス ((1)以外のサービス)

(1) サービスの概要

短期入所サービスは、必要に応じて(注)「個別支援計画」に基づいて行います。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を首的として本事業所サービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。 なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。」

(注) 朝らかに入所を前提とした長期に及ぶ利用や心身の個別的な事情により対応に苦慮する場合など

<サービス提供の内容>

- i「介護」 利用者の心身の状況等に応じて自立支援・日常生活の充実のための介護等を 提供します。
 - ・・・排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います
 - ・・・離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います
 - ・・・週2回の入浴または清拭を行います
 - ・・・週1回のシーツ交換を行います
- ii 「食事の提供」
 - ・・・利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢・嚥下等の障害の特性に応じた栄養をがあるのであるの食事を、適切な時間に提供します。当事業所の食事時間は次のとおりです。

iii 「健康管理」

・・・常に利用者の健康状況に注意します。服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上、行います。

※通院・入院等は基本的には家族対応とします。但し、緊急時の場合は家族と相談の上、対応します。

※その他やむを得ない事情により、医療機関の受診・治療等を希望される場合は、法定外サービスにて対応させていただきます。

- iv「相談及び援助」
 - ・・・当事業所では、常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。また、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携を図ります。
 - (2) 法定サービス利用料金 (1日あたり)

給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担額)と食費・光熱水費やその他のサービス費用(法定外サービス)の合計金額を利用者にお支払いいただきます。但し、介護給付費や食費に関して利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認下さい(市町村民税非課税世帯は無料となります)。

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記のご負担いただく合計金額の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月19日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

① 下記指定口座いずれかへ振り込み

ア ゆうちょ銀行 15120-43010351

こうぎゃいき 口座名義:ユーシャイン

イ JA庄原 総領支店 普通預金 7999608

口座名義:介護保険事業所 ユーシャイン

② 金融機関口座からの自動引き落とし(毎月20日) ご利用できる金融機関:ゆうちょ銀行、JA庄原総領支店

※振込み手数料は、ご利用者のご負担となります。

「サービス利用の取り消し (キャンセル) について]

- ※サービス利用を取り消しする場合は、予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。
- ※なお、サービス利用日の前日までに申し出のない場合、キャンセル料を頂く場合があります。
- ※食費は食数に応じて精算させていただきます。

キャンセル料(食費の実費相当額) 朝食370円 昼食600円 夕食600円

6. 緊急時における対応方法

当事業所をご利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じた場合対応は、以下の通りです。

①入院の場合

短期入所サービスは、終了となります。

②退院後のご利用について

もいいんこ くうしょう 退院後、空床があれば、希望に応じて再び利用することは可能です。

7. 非常災害時等の対策

非常時の対応	別途差める、消防計画や非常災害対策計画により対応いたします。
防災訓練	別途差める、消防計画や非常災害対策計画に別り、幹2回以上、 避難・防災訓練を、利用者の芳も参加して実施します。その他、必要 に応じて地域防災組織を茭えた総合訓練を実施します。
消防計画	消防署への届出 : 令和 7 年 5 肖 防火管理者 : 厚朴修二
非常災害対策計画	市町への届出日:令和3年3万
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社第:様式会社 損害保険ジャパン 加入保険的索:社会福祉施設総合預害精償

8.利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

- ※本事業所における記録の項目は次のとおりです。
 - (1)個別支援計画
 - (2) 具体的なサービス提供の記録
 - (3) 支給決定に関する不正行為等の市町村への通知に係る記録
 - (4) 身体拘束等の記録
 - (5) 利用者からの苦情の内容の記録
 - (6)介護事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - ◆これらの記録の保存期間は、サービスの提供した日から5年間です。
 - ◆閲覧・複写ができる窓口業務時間は午前8:30~午後5:00です。
- 9. 苦情及び虐待の受付について
- (1) 当事業所における苦情・虐待の受付

当事業所における苦情や虐待に関するご相談は、以下の専用窓口で受付けます。

- ◇じょう ぎゃくたいうけっけまどぐち たんとうしゃ かんりせきにんしゃ たなべ ひろむ ○苦情・虐待受付窓口(担当者)サービス管理責任者 田邊 弘
- くじょう ぎゃくたいかいけつせきにんしゃ し せつ ちょう くにむら えいじ 一苦情・虐待解決責任者 施 設 長 国村 栄治
- 〇受付時間 月曜日 \sim 金曜日 $8:30\sim17:00$
- ○電話番号 0824-88-3123

の第三者委員

(氏名)	(連絡先)	
りえすぎちえみ 上杉千恵美	0824 - 73 - 0559	かしゅ 歌手
奥易之	0824 - 88 - 2548	# L + < 無 職
すべざき ふみたか 宮崎 文隆	0824 - 66 - 2317	だんたいやくいん 団体役員

○施設内に苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

	•				
虚ぎ苦く	上ようばらしゃくしょ	かっぱい ちかん かん か	ティッド		$1 \ 0 - 1$
作がくた情を	社会福祉課障害者福祉係	でんま話	0824-73-1210	FAX	0824-75-0245
, , ·	(市町虐待防止センター)	うけっけ び 受付日	月曜日~金曜日	8:3	$0 \sim 1 \ 7 : 1 \ 5$
-11- /	びろしまけん まくし 広島県 福祉 サービス 運営 できせいかいいんかい 適正化委員会	所在地	びるしまけんひろしましひじっ広島県広島市比治	やまほんまち	1 2 - 2
苦に		でんま話	082-254-3419	FAX	082-569-6161
114)		うけっけ び 受付日	月曜日~金曜日	8:3	$0 \sim 1 \ 7 : 0 \ 0$

10. 衛生管理について

事業所の設備及び飲用水について、衛生的な管理に努めます。また、新型コロナウイルス、ノロウィルス、インフルエンザ、0-157等各マニュアルに添った感染症対策を施すとともに従業者・利用者双方共に、日々の手洗い、うがいやマスクの着用を励行いたします。

11. 虐待防止について

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ②従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えます。

12. 身体拘束の禁止について

事業者は、利用者文は他の利用者等の生命文は身体を保護するため繁急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ずり体的拘束を行う場合は、その内容・首的・理由・時間等について利用者やその家族に説明し、同意を得ます。

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

世っぴ 設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫	鬼地内は全て禁煙です。
持ち込みの制限	火災及び事故の要因となる為、以下の物品及び類似品の持ち込み はご遠慮ください。

	お香・アロマセラピー等の火気を使用する物品、石油ストーブ(フ
	ァンヒーター)、電気ストーブ、ハロゲンヒーター、カセットコン
	ロ、その他の火器製品、包丁などの鋭利の刃物
	火災報知機が作動する可能性がある為、以下の物品の居室での
しょう せいげん 使用の制限	使用はご遠慮ください。
医角 切 制 限	ホットプレート、トースター、お灸その他の煙が発生する可能性
	があるもの た りょうしゃ めいわく およ だいおんりょう にお ぶっぴん しょう
その他の制限	他の利用者に迷惑を及ぼす大音量や匂いのでる物品の使用はご
	遠慮ください。
	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己
貴重品の管理	ホッ^゚ p c c c c c c c c c
	いようお願いします。
*************************************	************************************
	リーニングに依頼してください。(費用は利用者負担となります)
宗教活動・政治	りょうしゃ しそう しんこう じゅう た りょうしゃ たい しゅうきょう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教
活動・営利活動	たっとう せいじゅつどうおよ えいりゅつどう 活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
まんせん ぶっぴん たいしゃく 金銭・物品の貸借	カルカー カルカル かん
金銭・物品の貸借	施設は責任をとりかねます。
	しょくいん たい しんたいてきぼうりょく しんたいてき ちから つか きがい およ こうい 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)、
しょくいん たい ぼうりょく 蚊 巳 フ 払 十 フ 見 十	しょくいん たい せいしんてきぼうりょく ひと そんげん じんかく ことば たいど きず 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけ
職員に対する暴力	たり、おとしめたりする行為)及び職員に対するセクシャルハラスメン
行為等 	ト(性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)は、厳
	こ。 に 慎 んでください。

14. 面会に係る留意事項

11. 四五亿分为四次	
面会時間	9:00~20:00
面会票の記入	かんかい きい かだら しょてい ようし
持ち込み品	な類、家具、食品などの物品を持ち込まれる際には、職員へお知らせ を類、家具、食品などの物品を持ち込まれる際には、職員へお知らせ 願います。また、物品には記名をお願いします。なお、食品については、 なまものとう 食中毒の原因となる生物等は避けていただき、その他本人の体調、 はたうじょう りゅう 健康上の理由による制限のある方もおられるため、職員の方へかならず ご相談下さい。
その他	こころう 職員への心付けはご遠慮願います。

別紙

◆短期入所に係るサービス料金表(法定サービス)

(1^{にち}につき)

区分(福祉型 I)(注:1)	基本サービス費	らこまたんがく たり 自己負担額(1割)	がいとうらん 該当欄
^{くぎん} 区分 6	9,230円	923円	
区分 5	7,840円	784円	
くぎん 区分 4	6,480円	648円	
区分3	5,830円	583円	
区分2以下	5,090円	509円	

(1日につき)

区分(福祉型Ⅱ)(注2)	基本サービス費	して こ なたんがく しゃり 自己負担額 (1割)	**align**/ *********************************
くまん 区分 6	6,020円	602円	
区分 5	$5,\!270$ $\stackrel{\scriptscriptstyle \stackrel{\scriptstyle \star}{ m h}}{ m P}$	527円	
^{くぎん} 区分 4	3,180円	318円	
くぶん 区分 3	2,400円	240円	
区分2以下	1,730円	173円	

(1日につき)

区分(福祉型Ⅲ)(注3)	基本サービス費	して またんがく もり 自己負担額(1割)	がいとうらん 該当欄
区分3	7,840円	784円	
区分 2	6,150円	615円	
区分 1	5,090円	509円	

(1日につき)

区分(福祉型IV)(注 4)	基本サービス費	自己負担額(1割)	該当欄
区分 3	5,270円	527党	
区分 2	2,790党	279円	
区分 1	1,730円	173克	

◆福祉塑強化短期で消サービス料金

(1月につき)

区分 (強化 I) (注 5 - ①)	基本サービス費	して こ またんがく しゃり 自己負担額 (1割)	がいとう らん 該当欄
くぶん 区分 6	11,640円	1,164円	
くまん 区分 5	10,260円	1,026円	
区分 4	8,890円	889円	
くぎん 区分 3	8,240円	824円	
区分2以下	7,510円	751円	

(1 目につき)

区分(強化Ⅱ)(注5-②)	基本サービス費	じこまたんがく わり 自己負担額(1割)	がいとう らん 該当欄
区分 6	8,440円	844円	
区分 5	7,700円	770円	

くぎん 区分 4	$5,\!590$ 党	559鬥	
区分 3	4,830円	483円	
区分2以下	4,130円	413円	

(1目につき)

			(1 11 (0) ()
	基本サービス費	して これ たんがく しゃり 自己負担額 (1割)	該当欄
できくないぼうしょ ちゅじっしげんぎん 虐待防止措置未実施減算		基本サービス費×99/100	
またままけいぞくけいかくなきんていげんきん 業務継続計画未算定減算		基本サービス費×99/100	
じょうほうこうひょう みほうこくげんさん 情報公表未報告減算		基本サービス費×95/100	

かさんようそ 加算要素	きほんがく 基本額	じこふたんがく わり 自己負担額(1割)	がいとうらん 該当欄
短期利用加算 (注6)	300円	30円	
重度障害者支援加算	500円	50円	
ぇぃょぅしゖぃぉゕぇぇ 栄養士配置加算 I	220円	22円	
食事提供体制加算(注7)	480円	48円	
にょうきんかんごしょくいんとうはいちかさん 常勤看護職員等配置加算(I)(注8)	100円	10円	
いりょうてき たいおうしぇんかさん ちゅう 医療的ケア対応支援加算 (注 8)	1,200党	120党	
じゅうどしょうがいじしゃたいおうしえんかさん ちゅう 重度障害児者対応支援加算(注8)	300円	30円	
重度障害者支援加算(Ⅰ)(注9)	500円	50 克	
重度障害者支援加算 (Ⅱ) (注10)	300円	30円	
集中的支援加算(I)(月4回)	10,000円	1,000円	
集中的支援加算(Ⅱ)	$5{,}000\overset{^{\grave{\star}\lambda}}{ ext{P}}$	500 $\overset{_{\grave{ ilde{ ilde{\lambda}}}}{ ext{ ilde{\square}}}}$	

(1回につき)

かさんようそ 加算要素	きほんがく 基本額	じこふたんがく わり 自己負担額(1割)	がいとうらん 該当欄
緊急短期入所受入加算 [(注 1 1)	2,700円	270円	
ちいきせいかつしえんきょてんうけいれかさん ちゅう 地域生活支援拠点受入加算(注 1 2)	1,000円	100円	
^{そうげいかさん ちゅう} 送迎加算 (注 1 3)	1,860円	186円	

っき (1月につき)

	(I A E Je)
かさんようそ 加算要素	じこぶたんがく かさんりつ 自己負担額(加算率)
高くしないごしょくいんとうしょくうかいぜんかきん 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)(注 14)	がっ きほん 1ヶ月の基本サービス費と各種加算額の合計額の 15.9%

- 注 1 18歳以上の対象者が利用する場合が該当します。
- ちゅう ちゅう りょう じゅう たん せいかっかいこどう じょうがいるくし しゅうりょう こ りょう ばぁぃ がいとう 注 2 注 1 の利用者が他の生活介護等の障害福祉サービス終 了後に利用する場合が該当します。
- 注3 18歳以下の対象者(障害児)が利用する場合が該当します。
- ちゅう ちゅう りょうしゃ じどう とう つうしょ しゅうりょう ばあい がいとう 注 4 注 3の利用者が児童デイサービス等の通所サービス終了後に利用する場合が該当します。
- 注 5-① 、注 5-② 医療的ケアが必要な障害児者を受け入れた場合に算定します。但し、短期入所のみを利用する場合(強化 I)と日中活動系サービスを併せて利用する場合(強化 I)が該当します。
- 注7 低所得者を対象とした食費の負担限度額となります。
- らゅう きょうどうしょうがいしえんしゃようせいけんしゅう かてい しゅうりょう けんしゅう かてい しゅうりょう しょうりいしょ こうぶ う もの めいいじょう 注 9 強度行動障害支援者要請研修の課程を修了し、研修の過程を修了した証明書の交付を受けた者を1名以上

位置し、支援計画シートを作成している場合にお支払いいただきます。一定の条件を満たす場合+100単位 中核的人材を配置し行動関連項首18点以上の者を支援した場合+50単位

- ちゅう ちいきせいかつしえんきょてんとうろくじぎょうしょ きんきゅう じ かぎ う い ばあい がいとう アイス カーカー カーカー ロ かぎ 注 12 地域生活支援拠点登録事業所として緊急時に限らず受け入れた場合が該当します。(ただし、利用を開始した日に限る。)
- キッッ゚ 注 13 利用者の送迎を行った場合にお支払いいただきます。
- たゅう よくし かいどしくいんとう ちゅうじん じゅうぎょうしゃ しょくうかいぜん はか ひょう となります。注 14 福祉・介護職員等を中心とした従業者の処遇改善を図るための費用となります。

◆法定外サービスの利用料金表 (その1)

(1回につき)

			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	でいきょう 提供サービス	りょうりょうきん 利用料金	たいしょうしゃ 対 象者		
朝食	(注 1)	370円			
ちゅうしょく 昼食	(注 1)	600円	thのりょうしゃ 全利用者		
夕食	(党1)	600円	至利用者		
こうねつすい ひ 光熱水費	(注 ²)	320円			

- 5ゅう ひゅう にっしょくすう 注 1. 日々の実食数により算定させていただいています。
- たまた。 注2. 居住にあたり共用設備(浴室等)に係る費用としてお支払いいただくものです。
- ◆法定外サービスの利用料金表 (その2)

① 1ヶ月ごとにお支払いただくサービス(施設入所支援及び生活介護)

ご利用サービス	りょうりょうきん げつがく 利用料金(月額)	備考
でんかせいひんとうもちこみしょうりょう ア電化製品等持込使用料		
テレビ・ビデオ・ミニコンポ・ラジカセ DVDレコーダー・プレーヤー・CS チューナー	100円	
コーヒーメーカー・ポット	100円	
がた パソコン(デスク型・ノート型)	100円	
でんきそうじ き電気掃除機	100円	
でんきもうぶ電気毛布	100円	
ホットカーペット	200円	
電子レンジ	300円	
れいぞうこ ほれいこ 冷蔵庫・保冷庫	500円	
エアーマット	^{えん} 0円	けんこうかん りょうひん 健康管理用品
かしつき くうきせいじょうき 加湿器・空気清浄機	^{えん} 0円	はんこうかんりょうひん 健康管理用品
でんどう シェーバー・電動ハブラシの 充 電	^{えん} 0円	せいかつひっじゅひん生活必需品
くるまい す けいたいでんわ じゅうでん 車 椅子・携帯電話の 充 電	^{えん} 0円	せいかつひっじゅひん 生活必需品
オ 預かり金管理	1.000円	げんそくつうちょうあず & か 原則通帳預かり不可

② 1回のご利用ごとにお支払いただくサービス

ッょぅ ご利用サービス	りょうりょうきん げつがく 利用料金(月額)	び こう 備 考
じむてつづ だいこう ぎょうせいてつづ のぞ ア 事務手続き代行(行 政 手続き除く)	^{えん} 500円	しょり かのう 施設内にて処理が可能なもの
II .	1.000円	がいしゅっ ともな 外出を伴うもの

		* * * · · · · ·	Lacor
1	か ものだいこう 買い物代行	500円/店数	生活圏の範囲
~1			
.1.	か ものがいしゅつ	えん じかん	せいかつけん はんい
ウ	買い物外出	500円/時間	生活圏の範囲
	さんぱつがいしゅつ ちょうない	えん	
エ	散髮外 出 (町内)	500円	
	ちょうがい	えん じかん	
	" (町外)	500円/時間	
	じゅしんそうげい せいかつけん	えん	
オ	受診送迎(※生活圏)	1.000円	
	えんきょり	えん じかん	
	" (遠距離)	500円/時間	
	た がいしゅつ	えん じかん	
カ	その他の外 出	500円/時間	
	とうさんか ひ	じっぴ	ざいりょう ひ とう
キ	クラブ等参加費	実費	材料費等
	しろくろ	えん まい	
ク	コピー(白黒)	10円/枚	
<i>L</i>	7 - 47	えん	
ケ	ファックス	50円	
	ほ け んてきおうがい いりょうひん	じっぴ	
シ	保険適応外の医療品	実費	
	もちこみぶっぴん しょぶん ひ	じっぴ	
ス	持込物品の処分費	実費	
	せいかつはく キュミしょうげたし キュミス・トリコー・ときュニココ	2. INT F 5	

#tvかつけん きゅうしょうばらし きゅうみょしし ふちゅうしじょうげちょう ※生活圏: 旧庄原市、旧三次市、府中市上下町 た きょうつう ③ その他(共通)

	ゥょぅ ご利用サービス	りょうりょうきん ねんがく 利用料金(年額)	び こう 備 考
ア	にもっほかん 荷物保管	500円/個	しせっ いしょう あず ひとり こ 施設の衣装ケースで預かり(お一人2個まで)
イ	くるまい すほかん 車 椅子保管	えん だい 500 円/台	たが しゅっ しゃこ 預かりのみ (施設車庫にて)

れいわ 令和 年 月 日

	していしょうがいしゃ ふくし 指定障害者福祉サービ に基づき、重要事項の	ス (短期入所事業) to かい まこな 説明を行いました。	の提供及び利用の	り開始に際し、本書面
	はていしょうがいしゃしぇんしせっ 指定障害者支援施設(せっめいしゃしょくめい 説明者職名	たんきにゅうしょじぎょう 短期入所事業) と	もいきの里 _L & と 氏名	
ス	**** 私は、本書面に基づい 私は、本書面に基づい (短期入所事業) の提 利用者	て事業者から重要事 まようまよりようがいし 供及び利用の開始に	こう せっかい う 項の説明を受け、 どうい 同意しました。	とうがいしていしょうがいしゃなくし 当該指定障害者福祉サー
	氏名:			
	じゅうしょ			Tel
	たいひっしゃ 代筆者 氏名:			つづきがら 続柄:
	^{ヒゅうしょ} 住所:〒			Tet
	(代筆理由:)
	みもとひきうけにん 身元引受人			
	氏名:			っぺきがら 続柄:
				Tel
	だいりにんまた たちあいにん 代理人又は立会人			
	Løn 氏名:		印	^{っづきがら} 続柄:
				Tel